

平成 30 年 5 月 11 日

各 位

会社名 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
代表者名 取締役執行役社長 大久保 哲夫
(コード番号: 8309 東名)
問合せ先 財務企画部長 野々村 慎一
(TEL: 03-3286-8187)

優先出資証券の償還、子会社の解散及び特定子会社の異動に関するお知らせ

当社は、本日、当社の子会社である特別目的子会社 CMTH Preferred Capital 6 (Cayman) Limited 及び特別目的子会社 STB Preferred Capital 4 (Cayman) Limited の発行した優先出資証券について、全額を償還することを承認する決定を行い、また当該特別目的子会社を解散する方針を決定いたしました。

また、三井住友信託銀行株式会社(以下、「三井住友信託銀行」という。)は、本日、当社及び三井住友信託銀行の子会社である特別目的子会社 STB Preferred Capital 4 (Cayman) Limited の発行した優先出資証券について、全額を償還することを承認する決定を行い、また当該特別目的子会社を解散する方針を決定いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

なお、上記優先出資証券の償還及び両特別目的子会社の解散に伴い、両特別目的子会社は当社及び三井住友信託銀行の特定子会社に該当しないこととなりますので、併せてお知らせいたします。

記

1. 優先出資証券の償還について

(1) CMTH Preferred Capital 6 (Cayman) Limited

① 償還する優先出資証券の概要

発行体	CMTH Preferred Capital 6 (Cayman) Limited
証券の種類	円建配当金非累積型永久優先出資証券
償還期限	定めなし。 ただし、平成 30 年 7 月以降の各配当支払日に任意償還可能。
配当	年 3.52%(平成 30 年 7 月まで固定) 平成 30 年 7 月以降は変動配当
発行総額	420 億円
払込日	平成 20 年 2 月 15 日
償還総額	420 億円
償還金額	1 証券あたり 1 億円

② 償還予定日

平成 30 年 7 月 25 日

(2) STB Preferred Capital 4 (Cayman) Limited

① 償還する優先出資証券の概要

発行体	STB Preferred Capital 4 (Cayman) Limited	
証券の種類	Series A 円建配当金非累積型永久優先出資証券	Series B 円建配当金非累積型永久優先出資証券
償還期限	定めなし。 ただし、平成 30 年 7 月以降の各配当支払日に任意償還可能。	
配当	年 3.94% (平成 30 年 7 月まで固定) 平成 30 年 7 月以降は変動配当	年 4.44% (平成 30 年 7 月まで固定) 平成 30 年 7 月以降は変動配当
発行総額	560 億円	540 億円
払込日	平成 20 年 6 月 24 日	
償還総額	560 億円	540 億円
償還金額	1 証券あたり 1,000 万円	

② 償還予定日

平成 30 年 7 月 25 日

2. 子会社の解散について

(1) CMTH Preferred Capital 6 (Cayman) Limited

① 解散する子会社の名称及び概要

名称	CMTH Preferred Capital 6 (Cayman) Limited
所在地	PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands ケイマン諸島・KY1-1104・グランドケイマン・アグランドハウス・私書箱 309
事業の内容	優先出資証券の発行等
設立年月日	平成 20 年 1 月 29 日
役員・従業員の数	取締役 3 名、従業員 なし
資本の額	427 億円
発行済株式 (出資証券)総数	普通株式 : 70,000 株 (1 株あたり 1 万円) 優先出資証券 : 420 株 (1 証券あたり 1 億円)
株主構成	普通株式 : 当社 100% 優先出資証券 : 当社以外 100%

② 解散の日程

平成 31 年 3 月末までに清算終了 (予定)

③ 解散の理由

当社において、上記子会社が発行した優先出資証券について、平成 30 年 7 月に全額償還されることが承認されたため。

④ 当該事実が当社の損益に与える影響

当該事実による当社の平成 31 年 3 月期の業績予想への影響はございません。

(2) STB Preferred Capital 4 (Cayman) Limited

① 解散する子会社の名称及び概要

名 称	STB Preferred Capital 4 (Cayman) Limited
所 在 地	PO Box 309, Uglund House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands ケイマン諸島・KY1-1104・グランドケイマン・アグランドハウス・私書箱 309
事 業 の 内 容	優先出資証券の発行等
設 立 年 月 日	平成 20 年 5 月 26 日
役員・従業員の数	取締役 5 名、従業員 なし
資 本 の 額	1,116 億円
発 行 済 株 式 (出資証券)総数	普通株式 :1,600,000 株(1 株あたり 1,000 円) 優先出資証券 :11,000 株(1 証券あたり 1,000 万円)
株 主 構 成	普通株式 :三井住友信託銀行 100% 優先出資証券 :三井住友信託銀行以外 100%

② 解散の日程

平成 31 年 3 月末までに清算終了(予定)

③ 解散の理由

三井住友信託銀行において、上記子会社が発行した優先出資証券について、平成 30 年 7 月に全額償還されることが承認されたため。

④ 当該事実が当社の損益に与える影響

当該事実による当社の平成 31 年 3 月期の業績予想への影響はございません。

3. 特定子会社の異動について

(1) CMTH Preferred Capital 6 (Cayman) Limited

① 異動の理由

上記優先出資証券の償還に伴い、特別目的子会社 CMTH Preferred Capital 6 (Cayman) Limited の資本金の額が当社の資本金の額の百分の十未満に相当することになり、また、その後の上記解散に伴い、当該特別目的子会社が当社の子会社に該当しないこととなるため。

② 異動する子会社の概要

上記2. (1)①に記載のとおり。

③ 異動の年月日

平成 30 年 7 月 25 日

(2) STB Preferred Capital 4 (Cayman) Limited

① 異動の理由

上記優先出資証券の償還に伴い、特別目的子会社 STB Preferred Capital 4 (Cayman) Limited の資本金の額が当社及び三井住友信託銀行の各資本金の額の百分の十未満に相当することになり、また、その後の上記解散に伴い、当該特別目的子会社が当社及び三井住友信託銀行の子会社に該当しないこととなるため。

② 異動する子会社の概要

上記2. (2)①に記載のとおり。

③ 異動の年月日

平成30年7月25日

以上

ご注意:この文書は、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社の子会社が発行した優先出資証券の償還、子会社の解散及び特定子会社の異動に関して一般に公表するための発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。